

Listガス一般プラン

(主契約料金表)等以外の供給条件
(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係るガス料金の特別措置)

2024年1月1日実施

取次事業者: リストプロパティーズ株式会社
(ガス小売事業者: 株式会社ファミリーネット・ジャパン)

料金その他の供給条件の内容

Listガス一般プラン

1 適用

(1) この供給条件は、東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が定めるガス需給約款にもとづきガスの供給を受け、Listガス一般プラン（主契約料金表）（以下「料金表」といいます。）の適用を受けるお客さまに適用いたします。

(2) この供給条件は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれ、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において継続することとなった電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」という。）にもとづき、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間（以下、「適用期間」という。）に使用されるガスに適用いたします。ただし、本事業の変更により、適用期間以降も本事業が継続することになった場合、変更後の本事業の実施期間に準じた検針期間等の終期までといたします。

2 ガス料金および日割計算の特別措置

料金表の適用を受けるお客さまの従量料金は、料金表2（ガス料金）または料金表4（日割計算）（1）にかかわらず、料金表別表（原料費調整）1（4）によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

3 原料費調整単価の特別措置

(1) 料金表の適用を受けるお客さまの原料費調整単価は、料金表別表（原料費調整）1（2）にかかわらず、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{原料費調整単価} = \text{(2)の基準原料費調整単価} - \text{(5)の特別措置の原料費調整単価}$$

(2) 基準原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、当該値が正の場合は切り捨て、当該値が負の場合は切り上げます。

$$\text{基準原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - \text{(3)の基準原料価格}) \times \frac{\text{(4)の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

(3) 基準原料価格は、次のとおりといたします。

基準原料価格	57,250円
--------	---------

(4) 基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1立方メートルにつき	8銭1厘
------------	------

(5) 特別措置の原料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、本事業の変更により当該単価が変更になった場合は、特別措置の原料費調整単価は変更後の本事業の定める単価といたします。

	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の前 日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前 日までの期間
1立方メートルにつき	15円00銭	7円50銭

4 その他

- (1) その他の事項については、料金表に定めるところによるものといたします。
- (2) この供給条件は本事業が終了されるとともに、その効力を失うものとします。

以上

附 則(実施期日)

この供給条件は, 2024 年 1 月 1 日から実施いたします。

Listガス床暖プラン

(主契約料金表)等以外の供給条件
(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係るガス料金の特別措置)

2024年1月1日実施

取次事業者: リストプロパティーズ株式会社
(ガス小売事業者: 株式会社ファミリーネット・ジャパン)

料金その他の供給条件の内容

ガス床暖プラン

1 適用

(1) この供給条件は、東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が定めるガス需給約款にもとづきガスの供給を受け、Listガス床暖プラン（主契約料金表）（以下「料金表」といいます。）の適用を受けるお客さまに適用いたします。

(2) この供給条件は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれ、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において継続することとなった電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」という。）にもとづき、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間（以下、「適用期間」という。）に使用されるガスに適用いたします。ただし、本事業の変更により、適用期間以降も本事業が継続することになった場合、変更後の本事業の実施期間に準じた検針期間等の終期までといたします。

2 ガス料金および日割計算の特別措置

料金表の適用を受けるお客さまの従量料金は、料金表2（ガス料金）または料金表3（割引制度）日割計算（1）にかかわらず、料金表別表（原料費調整）1（4）によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

3 原料費調整単価の特別措置

(1) 料金表の適用を受けるお客さまの原料費調整単価は、料金表別表（原料費調整）1（2）にかかわらず、次の算式によって算定された値といたします。

原料費調整単価 = (2)の基準原料費調整単価 - (5)の特別措置の原料費調整単価

(2) 基準原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、当該値が正の場合は切り捨て、当該値が負の場合は切り上げます。

$$\text{基準原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - (3)\text{の基準原料価格}) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

(3) 基準原料価格は、次のとおりといたします。

基準原料価格	57,250円
--------	---------

(4) 基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1立方メートルにつき	8銭1厘
------------	------

(5) 特別措置の原料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、本事業の変更により当該単価が変更になった場合は、特別措置の原料費調整単価は変更後の本事業の定める単価といたします。

	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の前 日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前 日までの期間
1立方メートルにつき	15円00銭	7円50銭

4 その他

- (1) その他の事項については、料金表に定めるところによるものといたします。
- (2) この供給条件は本事業が終了されるとともに、その効力を失うものとします。

以上

附 則(実施期日)

この供給条件は, 2024 年 1 月 1 日から実施いたします。